

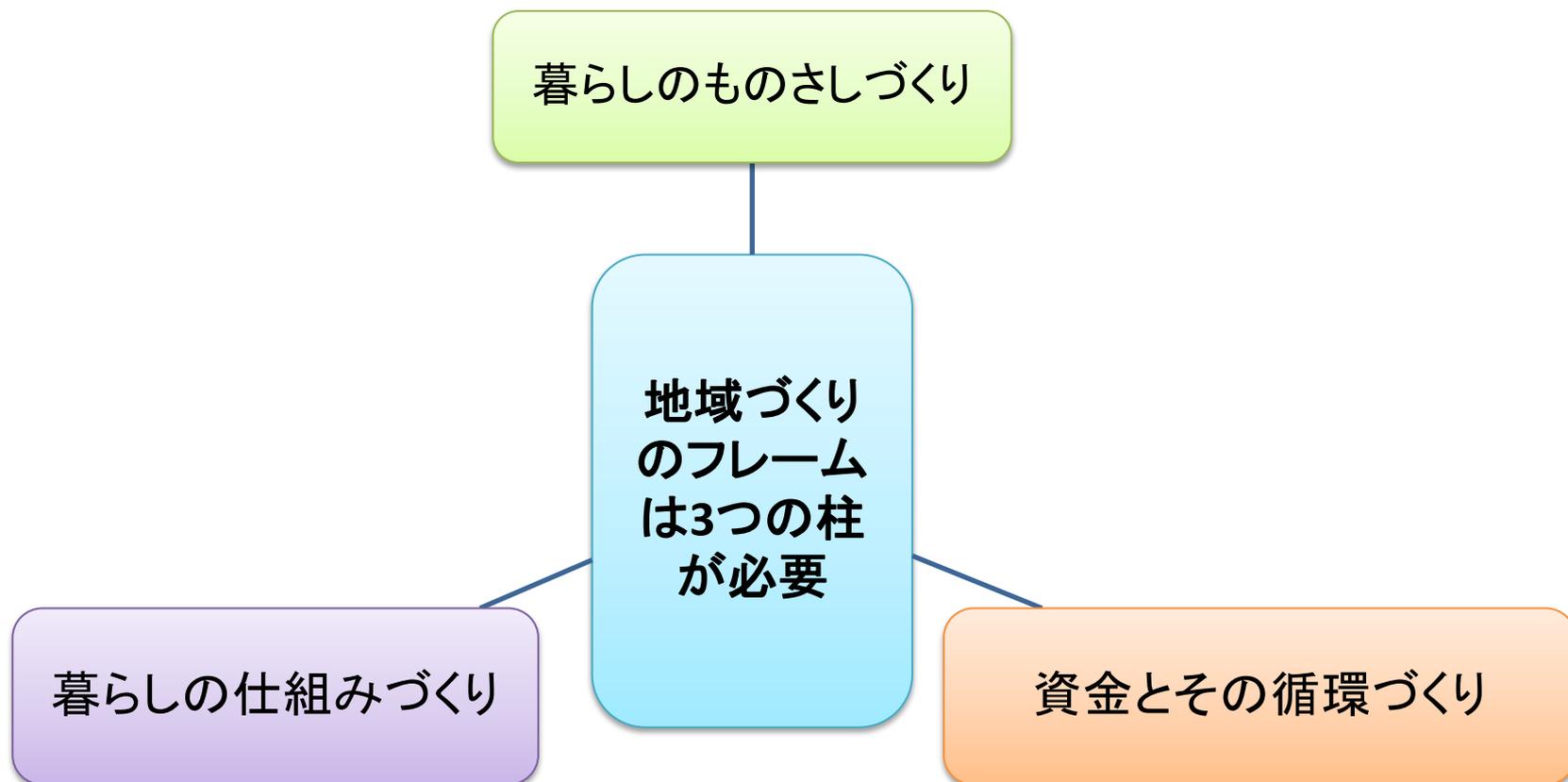
中小企業政策資料

—新都市を事例に考える—

鈴木 誠

日本地域経済学会理事長
コミュニティ政策学会理事

地域づくりのフレームワーク



地域づくりの第1の柱 ー暮らしのものをさしづくりー

「地域をつくるのは自らであるという当事者意識」こそが、地域住民に必要。気付きとも言える。地域の将来を諦めず「誇りを取り戻すこと」が重要。

- ① 「地元学」＝地域づくりワークショップ
- ② 都市農村交流

地域づくりの第2の柱—暮らしの仕組みづくり—

仕組みには、ソフトとハードの2つがある。

① ソフト条件

- * 地域づくりを支えるコミュニティ団体

- * 例えば、地域自治区の産業振興部会、農事組合法人など

② ハード条件

- * 地域の実情を踏まえた生活基盤

- * 地域自治区の福祉NPOによる公共輸送、地域共同給油所、地域共同スーパーなど

地域づくりの第3の柱—カネとその循環づくり—

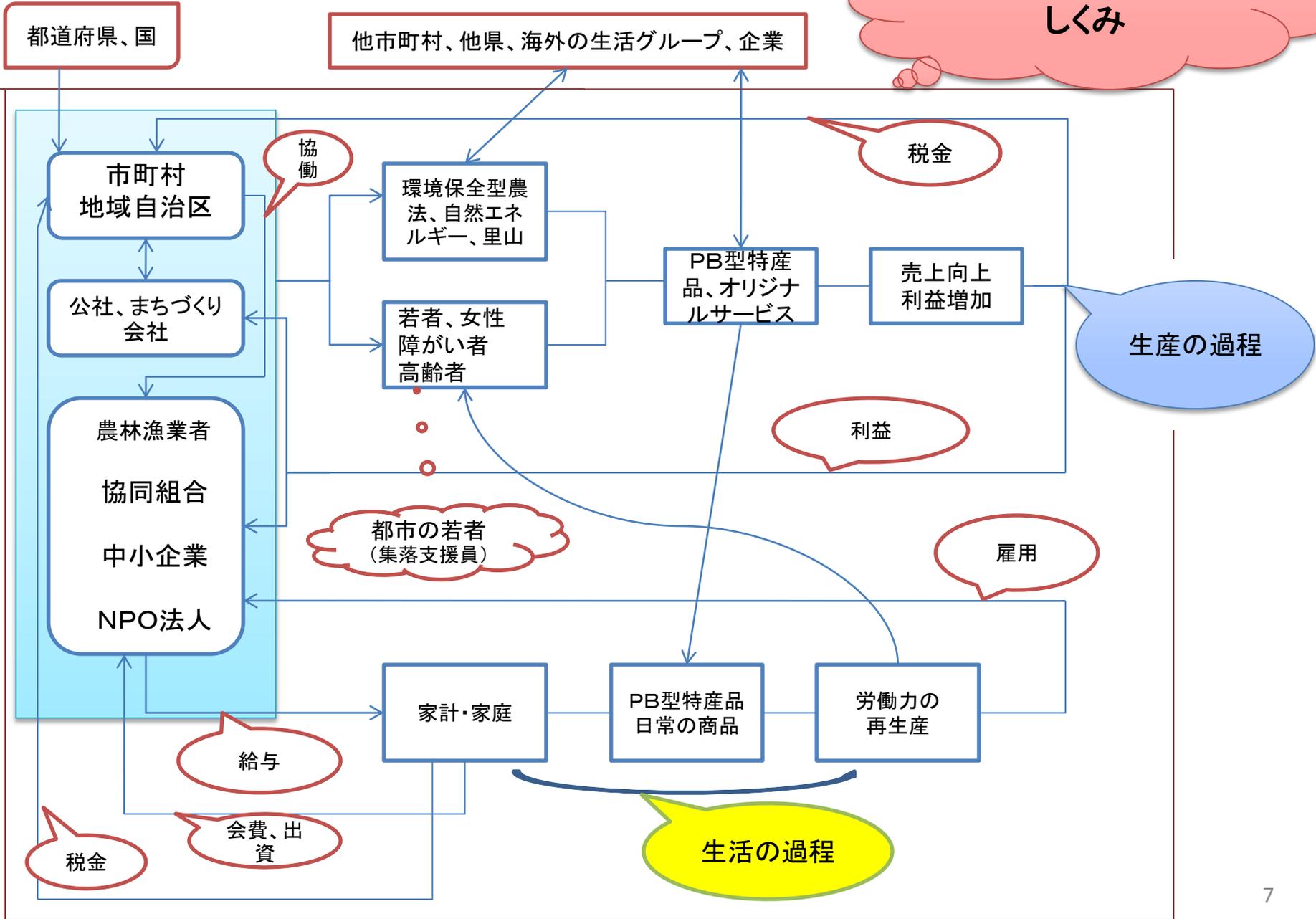
- ・公共事業に依存しない中小の地域産業育成。
- ・所得形成だけでなく、所得が地域内を循環する仕組みが重要。
 - ① 地域資源保全型経済の実現。
 - ② 「小さな経済」をまず作る。次にそれが若者の就業を可能にする「中くらいの経済」を育てる。
 - ③ 信用金庫など地域金融機関が要

県や市町村の優れた中小企業振興条例は、 どのような策定過程をたどったか

- ① 条例理念の形成にこだわり、理念を高く位置づけていること。条例理念として中小企業振興と豊かな地域づくりが不可分の課題と捉えること。
- ② 条例文づくりを自己目的化させず、自治体の地域ビジョン・戦略論議を先行・並行して行うことで、地域戦略に関して共通の認識のもとに振興条例を作成していること。
- ③ 条例作成・制定のプロセスに十分時間をかけ、丁寧に行政や議会、中小企業団体などの関係者の共通認識をつくる努力を重ねていること。
- ④ 行政が中小企業の現場の声を聴き、反映させるしくみを大切にしていること。
- ⑤ 振興条例を作るだけで終わらず、条例に基づいた施策・事業の実施や産業振興会議等の設置など、次のステップに移るしくみと合意があること。

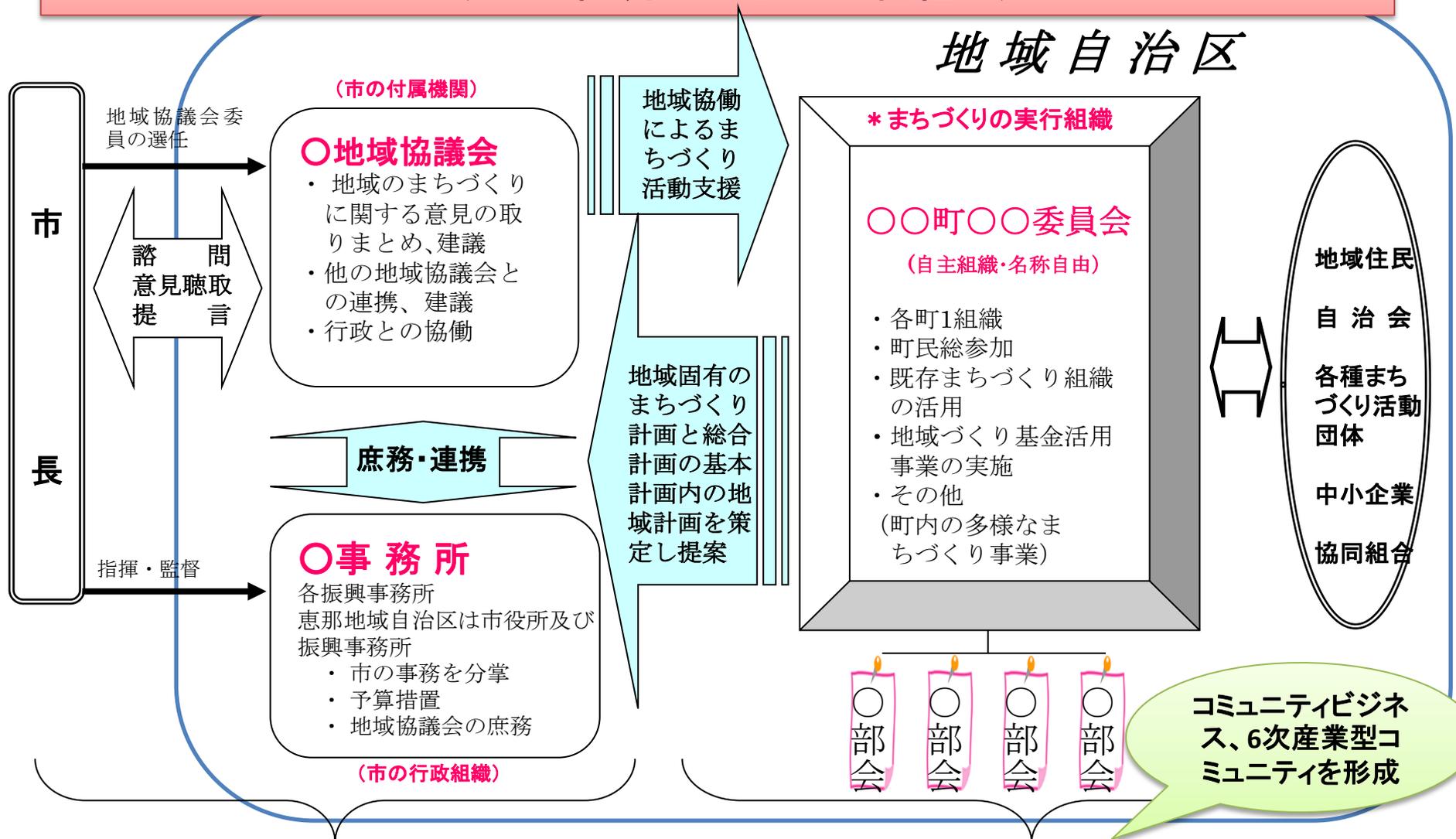
* 爪田靖「中小企業振興条例と地域金融の役割」『地域と自治体第32集』P105－106

地域の経済循環のしくみ



岐阜県恵那市の地域自治区・地域協議会とまちづくり実行組織

(2015年3月31日までの仕組み)



地方自治法・地域自治区条例に規定

一町一組織のまちづくり実行組織

恵那市中野方地域自治区による地域産業振興策

恵那市中野方地区での営農継続と特定農産物の産地化によるふるさと農園づくり

地産地消による「生きがい農業」の推進

農業振興部会

農事組合法人 なかのほう
不動滝やさいの会

- 地元野菜の販売
- お食事処「味菜」の経営
- 野菜加工場の活用
- 学校給食と畑を結ぶ
- 休耕田を借りて野菜作り

構	成
直	販 部
食	堂 部
加	工 部
給	食 部
生	産 部

現在、組合員36名、契約会員60名で活動



地元野菜の生産加工販売による雇用と所得の形成と再投資

加工部

野菜の収穫がない冬季事業化が課題

①事業目的

- ・地域の野菜を加工販売
- ・郷土食の保存・子どもたちへの伝承

②事業内容

1. 地域野菜の加工と販売
2. 郷土料理の伝承
3. 女性の雇用確保と家計所得の向上



加工部で作られた朴葉寿司



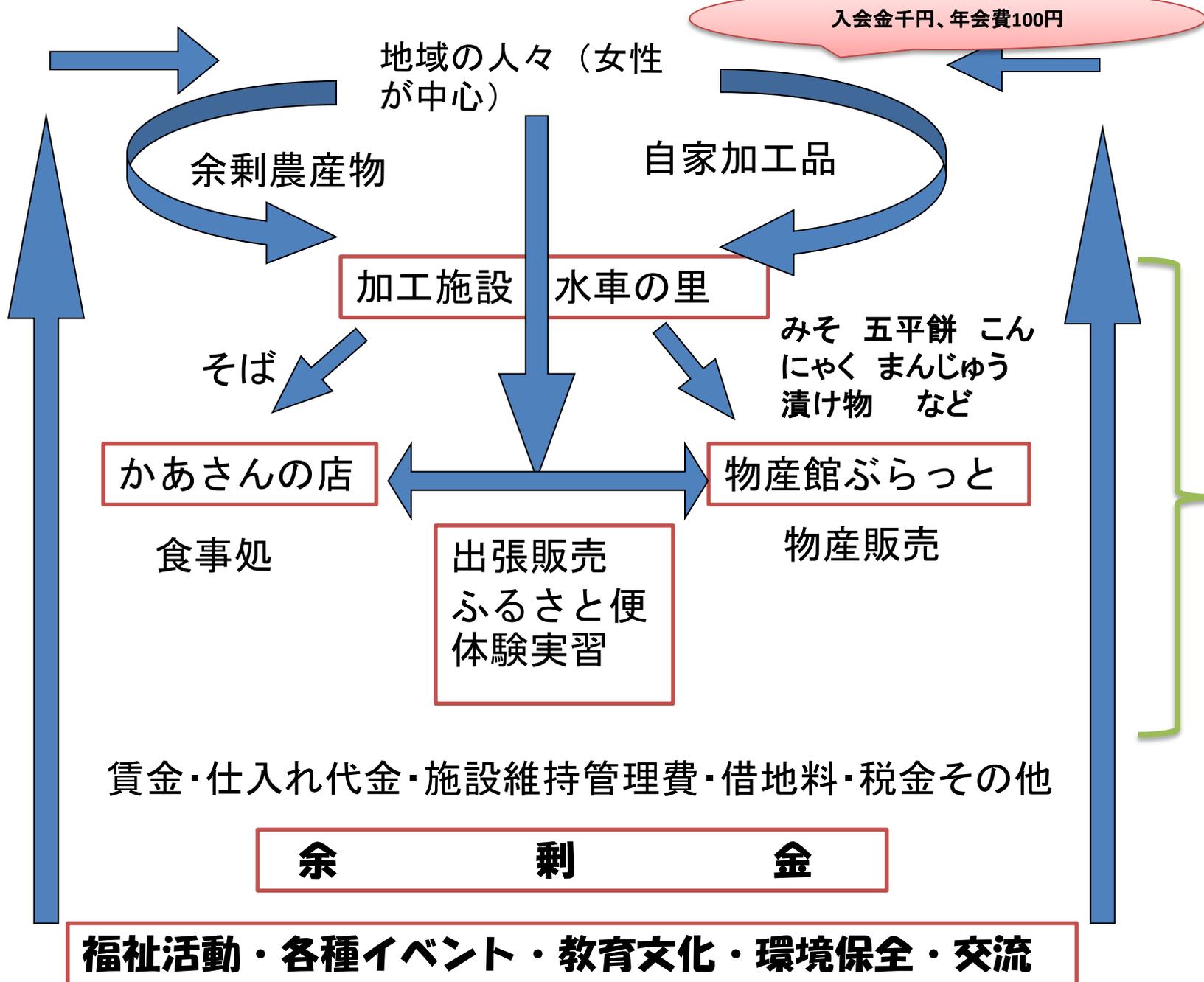
集落自治による地域産業づくりの事例 浜松市(旧天竜市)熊地区の「道の駅・くんま水車の里」



浜松市内には7行政区。その中の天竜区役所の地域振興行政を担うのが「天竜地域自治センター」。同センターの業務は、「地域協議会、地域の単位自治会、地域自治振興事業、一市多制度事務、産業・文化振興、生涯学習など」。NPO法人夢未来くんまの副理事長・大平展子氏は2010年3月まで天竜区協議会と地域協議会の委員を兼務。同法人会員数は625人(807人270戸23集落の熊地区のほぼ全世帯・住民が会員。女性たちの活動は1976年生活改善グループとして開始。2000年にはNPO法人としてコミュニティビジネスへ

2005年7月12市町村が合併して現在の浜松市誕生

NPO法人夢未来くんまの地域経済循環



重要な収益事業

外来型ではなく内発的な地域経済を展望(中小企業振興条例の可能性)

・1979年東京都墨田区が全国で初めて中小企業振興基本条例を制定。同条例は区の係長級職員180人が約9000の製造業を訪問し「中小製造業実態調査」(1977-78年)を行い策定。以後、147の地方自治体で制定。自治体の中小企業政策や地域産業政策の法的根拠となり、かつ事業者・市民・行政が協働で「産業自治」を推進するための目標や理念、基本的考え方となっている。

・新城市では16名の委員からなる地域産業総合振興条例審議委員会が設置され、条例案、地域産業振興会議の役割、地域産業総合振興計画、各種施策などを協議中。そのために墨田区の取り組みを検証、帯広市の推進体制を分析し、新城市内の商工業者、建設業者、農林業者、観光業者、金融機関、医療・福祉事業者など79社を訪問調査。同時に従業員アンケート調査も実施し、市の地域産業総合振興策として必要な施策内容を調査。現在、若者団体、女性団体、地域自治区などを対象に調査準備。地域産業振興カルテ化(手づくりデータベースとして利用・更新)も想定。

地域産業総合振興条例で、地域の循環投資を促進

- ① 地域の金融機関（地銀、信用金庫、信用組合）の協力で、「クラウドファンディング」を活用し、地域内及び全国から小口資本を調達し、若手の農林者・商工業者・観光業者の起業・高付加価値化、地域自治区のコミュニティ事業化を促す。産業おこしを市内の住民、市外の志ある人々が個人投資家となり支援。
- ② 事業の成功時に分配金や配当金をもらえる「投資型」よりも、見返りのない「寄付型」（ただし新製品はもらうことが可能）や見返りの商品などを資金提供者が買える「購入型」を導入。少額投資を誘導し、地域資源の積極活用、販路の全国展開を図る。
- ③ 若者によるNPO活動には「ソーシャル・インパクト債」運用の道を開けないか！
- ④ 地域おこし協力隊で活躍した若者たちの3年以降の起業に、資産を保有する70歳以上の市民が資本投資を協力！

ソーシャルビジネスサポートあいち(愛知銀行、5信金、労金)

経営相談、創業資金・
運転資金を融資

東三河市町村、県内の小口投資家

災害・事故・事件
などリスクに強い
地域経済

